

7 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)	
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)		
砂鉱を目的とし ない 採掘権の 鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	17	3,945	0	0	13	3,184	637
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	石油又は天然ガス鉱区以外	112	15,367	1	4	113	15,609	6,212
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
と砂鉱を目的 とする 権の 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0
合 計	129		1		126		6,849	

8 狩猟税に関する調

区 分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,110	11,352
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	838	6,872
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	271	4,472
	所得割額の納付を要しない者	-	357	2,232
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	307	1,688
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1	5
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	49	539
課税免除	-	499		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	418		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	81		
猟	所得割額の納付を要する者	-	21	107
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	16	66
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	5	41
	所得割額の納付を要しない者	-	3	10
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	1	5
課税免除	-	1		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,352	6,872
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,022	4,190
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	324	2,657
	所得割額の納付を要しない者	-	499	1,535
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	430	1,161
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	67	369
課税免除	-	677		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	633		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	44		
関	所得割額の納付を要する者	-	108	444
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	12	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	28	75
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	67	369
	① ~ ⑯ の 合 計	-	4,627	22,552